



金 沢 市 公 報

号外第28号の2

平成30年(2018年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (地域保健課)	2
●規 則		○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (緑と花の課)	4
○金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (緑と花の課)	1		
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	1		

規 則

金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第64号

金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第33号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成31年4月7日とする。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第65号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第4号エ中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同号オ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

第34号様式中

法人 税 割 額	分 割 基 準	/ 人	/ 人
	算 出 法 人 税 割 額	円	円
	外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	円	円
	仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額	円	円
	差 引 法 人 税 割 額	円	円
	既に納付の確定した当期分の法人税割額		円

法人 税割 額	分 割 基 準	／ 人	／ 人
	算 出 法 人 税 割 額	円	円
	市 町 村 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額	円	円
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は 個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円
	外国の法人税等の額の控除額	円	円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円
	差 引 法 人 税 割 額	円	円
既に納付の確定した当期分の法人税割額			円

改める。

第62号様式中

区 分		課税標準	税 率	税 額
資 産 割	更正(決定)の額	a	m ² (円)	円
	既に納付の確定した税額	b		
	差引税額(a - b)	c		
従 業 者 割	更正(決定)の額	d		
	既に納付の確定した税額	e		
	差引税額(d - e)	f		
この通知書により納付すべき税額		c + f		

区 分		更 正 前	更 正 後
資 産 割	課税標準となる床面積	m ²	m ²
	資産割額(課税標準×600円)	a 円	円
従 業 者 割	課税標準となる従業者給与総額		
	従業者割額(課税標準×0.25/100)	b	
事 業 所 税 額	算出税額(a + b)	c	
	減免額	d	
差引税額		c - d	e f
この通知書により納付すべき税額		f - e	円

基礎となる 事業所税額	課 率	加算金額	を	基礎となる 事業所税額	課 率	加算金額	に改める。
				円		円	

附 則

- この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第34号様式及び第62号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の第34号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項第2号中「第24項」を「第25項」に改め、同備考第10項中「平成25年厚生労働省告示第174号」を「平成30年厚生労働省告示第317号」に改め、同備考に次の2項を加える。

11 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

別表第2の備考第4項第2号、別表第3の備考第4項第2号及び別表第4の備考第5項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項第2号中「第24項」を「第25項」に改め、同備考第10項中「平成25年厚生労働省告示第174号」を「平成30年厚生労働省告示第317号」に改め、同備考に次の2項を加える。

11 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第4項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第67号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者（」の次に「第2号に掲げる施設（屋内交流広場に限る。）並びに」を加え、同項第2号中「ジュニアスポーツコート」の次に「、屋内交流広場」を加え、同条第3項中「使用（」の次に「サッカー場等（屋内交流広場に限る。）」を加え、同条第4項中「金沢プールを」を「金沢プール又は屋内交流広場を」に、「金沢プールの」を「当該施設の」に、「金沢プール利用券」を「利用券」に改める。

附 則

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年4月7日）から施行する。

平成30年(2018年)12月26日 印刷

平成30年(2018年)12月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄